

郵送による転出届について

令和7年12月 酒々井町作成

必要なもの

1. 住民異動届（別紙様式あり）

※同様の必要事項（異動届の太枠の中の事項）の記載があれば任意の用紙に手書きでも可

2. 本人確認書類のコピー

官公署発行の顔写真のある証明書の場合は1点（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）。その他資格確認書等顔写真のない証明書の場合は2点（資格確認書と年金手帳、資格確認書と通帳等氏名と住所がわかるもの）

※いずれも有効期限があるものは有効期限内のもので更新すべき事項が最新のもの

※資格確認書は被保険者記号・番号をマスキングして（隠して）からコピーしてください

3. 返送用封筒

110円切手を貼り、返送先のご本人の住所と名前を記入した封筒

以上1～3までを封筒に入れ、酒々井町役場に郵送してください。

酒々井町での手続き後、転出証明書を送付いたします。新しい住所に住み始めてから14日以内に転出証明書を持って転入手続きをしてください。

有効中のマイナンバーカードをお持ちの方は一緒に持参してください。

（転入手続きについてご不明な点は、転入先の市区町村にお問い合わせください。）

ご注意いただきたいこと

- 異動日は、新しい住所に住み始めた日または住み始める予定の日です
- 引っ越し時期による郵便物の未着がないよう、返送先のご住所に注意して下さい
- マイナンバーカードをお持ちの方は、新しい住所に住み始めてから14日以内かつ転入予定日（異動日）から30日以内に転入届出をして下さい。期限内の手続きを怠ると、マイナンバーカードが使用できなくなる場合があります。（転入届出時、カードに設定した4桁の数字の暗証番号が必要です）
- 酒々井町での印鑑登録は抹消されます。印鑑登録証はご本人で破棄してください
- 原則ご本人が届出をして下さい。（代理人が手続きする場合は事前に住民班にお問い合わせください）
- 転出に伴い各種手続きが必要になる場合がありますので、ご不明な点は事前に担当課にお問い合わせください。なお、異動届に記入していただいたご連絡先に担当者からご連絡させていただく場合がありますのでご了承ください。
 - ・国民健康保険加入者、国民年金加入者、後期高齢者医療加入者、介護保険加入者
 - ・児童手当、子ども医療、児童扶養手当等の該当者または受給者 など

千葉県印旛郡酒々井町役場 税務住民課住民班

〒285-8510

千葉県印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地

電話 043-496-1175